



放射性物質汚染対処特措法 環境大臣が定める要件の公布について

環境省は、放射性物質汚染対処特措法(正式名称:平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法)の施行規則第 26 条第 4 項及び同令附則第 4 条の規定による環境大臣が定める要件(公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定廃棄物等の要件)について定め、平成 24 年 12 月 25 日に公布しました。

◎公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない基準適合特定廃棄物の要件

- 埋め立てる廃棄物の種類を廃棄物処理法と同様に廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物の 5 種類に限定すること

- JIS K 0058 に定める方法により作成した検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出されないこと。

◎公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない特定産業廃棄物の要件

- JIS K 0058 に定める方法により作成した検液について、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定した結果、セシウム 134 及びセシウム 137 が検出されないこと。

当社では、産業廃棄物の分析や放射性物質の測定を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2012 年 12 月 25 日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸

廃棄物の処理及び清掃に関する 法律施行令の一部改正について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」が平成 25 年 1 月 18 日に閣議決定されました。この政令による改正の趣旨及び概要は、以下の通りです。

1.改正の趣旨

有害物質の 1 つである 1,4-ジオキサンについて、一定濃度以上で公共用水域に放出された場合に人の健康に悪影響を与えることが報告されたため、全公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準(水質環境基準)に 1,4-ジオキサンの項目が追加された(平成 21 年 11 月)。このため、最終処分場の放流水等からの 1,4-ジオキサンの排出を抑制するため、廃棄物処理法の法体系においても、放流水中の 1,4-ジオキサンに係る環境基準を設けるとともに、これを遵守させる観点から、最終処分場に埋立処分する 1,4-ジオキサンを含む廃棄物に係る処理基準を強化する必要がある。

2.改正の概要

①特定の施設から排出される一定濃度以上の 1,4-ジオキサンを含むばいじん、廃油(廃溶剤)、汚泥、廃酸又は廃アルカリを特別管理産業廃棄物に指定する。

②一定濃度以上の 1,4-ジオキサンを含む燃え殻及びばいじんについては、遮断型最終処分場へ埋立処分を行うものとするなど、埋立処分基準等の整備を行う。

3.施行期日 平成 25 年 6 月 1 日

当社では、産業廃棄物の分析も行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013 年 1 月 18 日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. 産業廃棄物の不法投棄等の状況\(平成 23 年度\)について](#)
- [2. 産業廃棄物の排出及び処理状況等\(平成 22 年度実績\)について](#)

- [3. 騒音規制法・振動規制法・悪臭防止法の施行状況\(平成 23 年度\)](#)
- [4. 微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定申請について](#)



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成 24 年 9 月 4 日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。